令和4年度

第4回堺市開発審査会

令和4年11月11日

付議案件第4-4号

提案基準13「特別養護者人ホーム等の建築を目的とする開発行為等の取り扱いについて」の改正

付議案件第4-5号

提案基準14「介護者人保健施設の建築を目的とする開発行為等の取扱いについて」の改正

開発許可制度運用指針 【提案基準13関係】 [抜粋]

(17) 社会福祉施設

- 社会福祉施設であって、<u>設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、</u> その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、 かつ、当該開発区域を所管する地方公共団体の福祉施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたもののうち、以下の①から③までのいずれかに該当するものであること。
- ① 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該 許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又 は運用する必要がある場合
- ② 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
- ③ 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- なお、社会福祉施設の開発許可については、開発許可担当部局と社会福祉施設担当部局とが十分な連絡調整を図ることが望ましい。

提案基準13

- (立地)
- 第3 申請に係る土地は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 当該許可にかかる特別養護老人ホーム等と密接に連携する医療施設が近隣に所在すること。
- (2) 判断基準第5に定める区域内に存しないこと。

<提案基準13の実際の運用>

- 介護保険法に基づき、職員として医師の配置が義務付けられており、日常的な往診 は配置医師が行っている。
- 配置医師だけでは対応ができない場合などは、同じく設置が義務付けられている協力病院が対応している。

施設設置に際しては、手厚い医療体制を必要としており、これらの医療体制も含めて、 堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会において外部の有識者により総合的に審 査。

【これに加えて】

市街化調整区域における立地の場合には、公募条件に「計画地から自動車の通常運行可能な経路で4km以内に内科又は外科の診療科目を有する二次救急医療機関があること。」を追加

開発許可制度運用指針 【提案基準13関係】 [抜粋]

- (17) 社会福祉施設
- 社会福祉施設であって、設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該開発区域を所管する地方公共団体の福祉施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたもののうち、以下の①から③までのいずれかに該当するものであること。
- ① 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
- ② 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
- ③ 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- なお、社会福祉施設の開発許可については、開発許可担当部局と社会福祉施設 担当部局とが十分な連絡調整を図ることが望ましい。

提案基準13の改正案

(立地) 第3(1) について、

• (1) 当該許可にかかる特別養護老人ホーム等と密接に連携する医療施設が近隣に所在すること。



 「当該許可にかかる特別養護老人ホーム等の計画地から自動車 の通常運行可能な経路で4km以内に内科又は外科の診療科目 を有する二次救急医療機関が所在することを福祉部局において 確認していること。」に改正

提案基準13改正案(新旧対照表)

現行	改正案
(立地) 第3 (1) 当該許可にかかる特別 養護老人ホーム等と密接に連携 する医療施設が近隣に所在する こと。	(立地) 第3 (1) 当該許可にかかる特別 養護老人ホーム等の計画地から 自動車の通常運行可能な経路で 4km以内に内科又は外科の診 療科目を有する二次救急医療機 関が所在することを福祉部局に おいて確認していること。

開発許可制度運用指針 【提案基準14関係】 [抜粋]

(15) 介護老人保健施設

- 具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。
- ① 介護老人保健施設については、各地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模のものでなければならず、他の地域からの利用を数多く想定した大規模施設の設置は適切でないものとされていること等から、協力病院が近隣に所在する場合等介護老人保健施設を市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる場合には許可して差し支えないこと。なお、介護老人保健施設のうち社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業の用に供せられるものについては、(17)を参照すること。
- ②介護老人保健施設担当部局との調整
- 都道府県の介護老人保健施設担当部局においては、介護老人保健施設の開設許可手続を支障なく進めるために、あらかじめ申請者から計画段階での事前協議を受付け、事前審査を行うこととされているので、開発許可担当部局において介護老人保健施設担当部局と十分な連絡調整を図るものとし、開発許可は介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みであるものについて行うことが望ましい。この場合、介護老人保健施設担当部局において、介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みである旨の確認がなされることとなっているので、別記様式第2の確認書の提出を求めることが望ましい。なお、必要な場合には開発許可担当部局から介護老人保健施設担当部局に対し、当該確認書を作成のうえ申請者に交付したことの事実関係について直接確認することも考えられる。

提案基準14

- (立地)
- 第3 申請に係る土地は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準(平成11年厚生省令第40号)第30条に規定する協力病院 が近隣に所在すること。
- (2) 判断基準第5に定める区域内に存しないこと。

<提案基準14の実際の運用>

• 福祉部局において、市街化調整区域で介護老人保健施設を設置する際には、公募条件に「計画地から自動車の通常運行可能な経路で4km以内に協力病院があること」を追加している。

提案基準14の改正案

(立地)第3(1)について

福祉部局において近隣に所在する協力病院について、公募条件 に追記している。



 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準(平成11年厚生省令第40号)第30条に規定する協力 病院(予定を含む。)が計画地から自動車の通常運行可能な経 路で4km以内に所在することを福祉部局において確認してい ること。」に改正

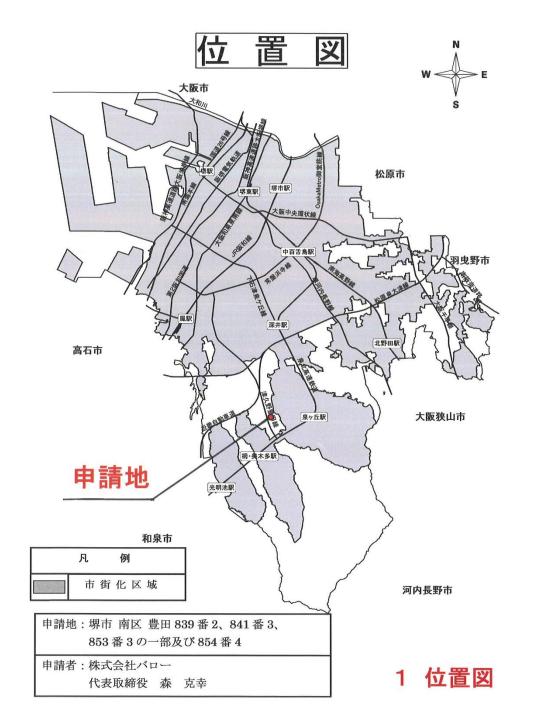
提案基準14改正案(新旧対照表)

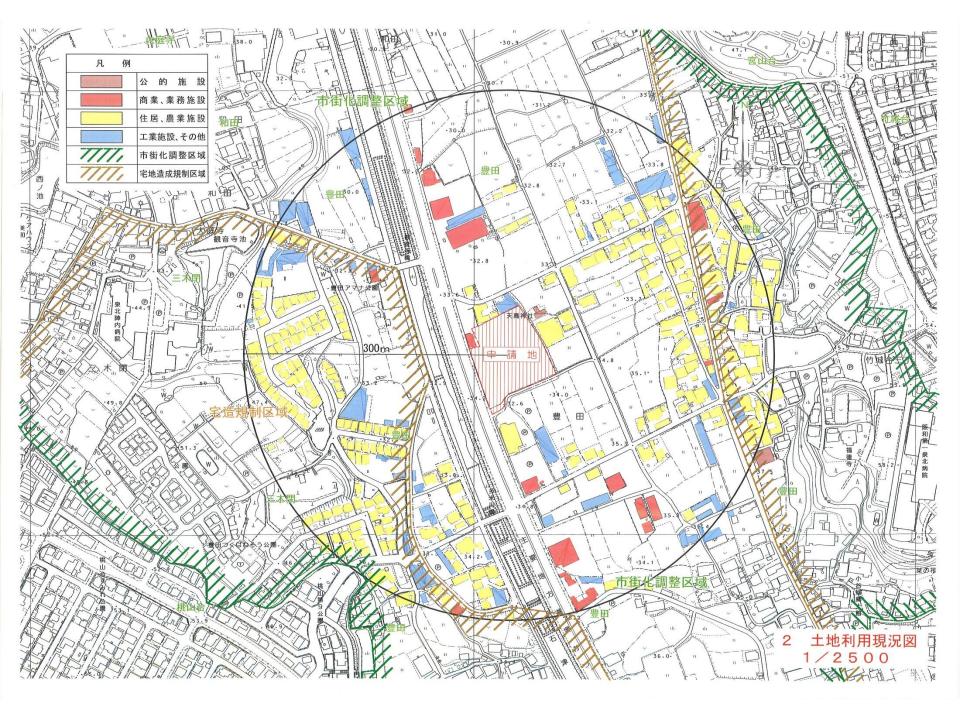
現行	改正案
(立地) 第3 (1) 介護老人保健施設の人 員、施設及び設備並びに運営する基準(平成11年厚生省令第 40号)第30条に規定する協力 病院が近隣に所在すること。	(立地) 第3 (1)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第30条に規定する協力病院(予定を含む。)が計画地から自動車の通常運行可能な経路で4km以内に所在することを福祉部局において確認していること。

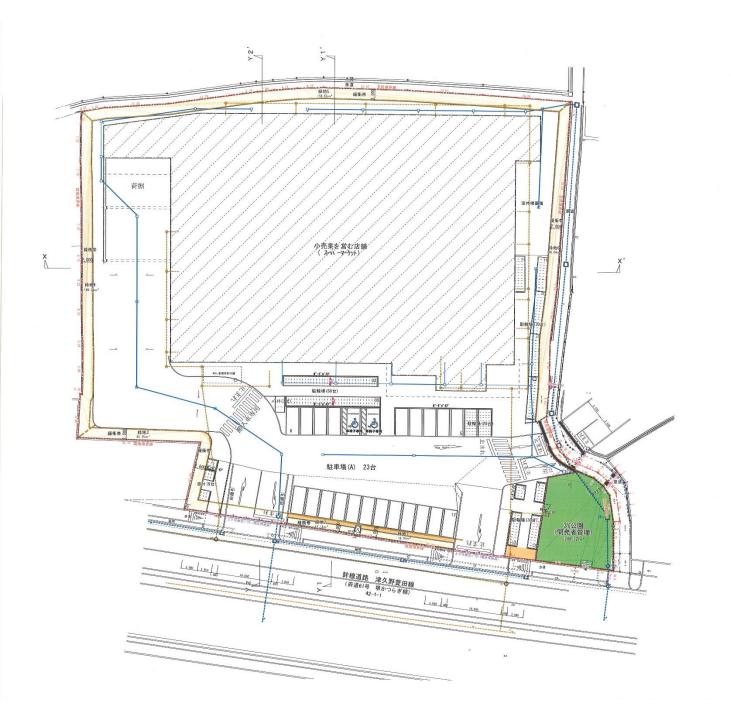
付議案件第4-6号

堺市南区豊田(市街化調整区域)における 小売業を営む店舗の開発許可について (提案基準12該当)

		111111111111111111111111111111111111111				
考 住 正 丘 夕	岐阜県多治	見市大会	針町661番地の	の1		
4 区// 氏名	株式会社バ	u — /	代表取締役	森 克幸		
請 地	南区豊田839番2、841番3、853番3の一部及び854番4					
発 面 積	6729. 76 m²	地	宅地	雑種地	田	その他
地面積)	(6501.00 m²)	目	1088. 21 m²	5641. 55 m²	-	_
物の用途	小売業を営	む店舗				
工事の種類	新築		構	造	鉄骨達	造平屋建
築 面 積	延べ面	積	建ペ	い率	容	積 率
036. 53 m²	2998. 531	m²	46.	71%	46	5. 13%
雨水は西側府道内及び南側里道敷内の下水道雨水本管へ放流						
195八萬宗	汚水は西側	汚水は西側府道内の下水道汚水本管へ放流				
その他	宅地造成工事 砂防指定区域 規制区域					
C 02 IE	外外外					
本申請地は、泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」の西約1.5kmの位置にあり、幹線道路準 久野豊田線(府道61号線)に接続している。						
調本申請は、市街化調整区域内の幹線道路に接する敷地において、小売業を営む店舗を新築するものである。 敷地境界の総延長が352.94mとなる当該敷地は、幹線道路(津久野豊田線)に78.53m (おおむね1/10以上)が接しており、1ha未満となる当該敷地の敷地境界						
に沿つて幅員	2.0mの綾餌情	か設置	正される。			
						-
都市計画法	第34条第14号	(提案基	基準12)に該	当する。		
	発地物事面積 大 <td>者住所氏名 株式会社バ 南区豊田835</td> <td>者住所氏名 株式会社バロー 請 地 電 南区豊田839番2、8 発面積 6729.76㎡ (6501.00㎡) 地面積 小売業を営む店舗 本事の種類 延 べ 面積 2998.53㎡ 雨水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内の名。 を地造成工事規制 タ 本申請地は、泉北高速鉄道「泉泉 に接番を新築する総延長が352.94mとり、おきむお1/10以上)が表に沿って幅員2.0mの緩衝帯が設置</td> <td>者住所氏名 株式会社バロー 代表取締役 請 地 南区豊田839番2、841番3、853 発 面積 地</td> <td>株式会社バロー 代表取締役 森 克幸 請 地 南区豊田839番2、841番3、853番3の一部及 発 面 積</td> <td>者住所氏名 株式会社バロー 代表取締役 森 克幸 請 地 南区豊田839番2、841番3、853番3の一部及び854番4 発 面 積 (6501.00㎡) (6501.00㎡) 日 1088.21㎡ 5641.55㎡ 一 車物の用途 小売業を営む店舗 薬 面 積 延 ペ 面 積 建 ペ い 率 容 336.53㎡ 2998.53㎡ 46.71% 46 排水関係 7水は西側府道内及び南側里道敷内の下水道雨水本管へ放流 7水は西側府道内の下水道汚水本管へ放流 298.53㎡ 砂 坊 指 定 区 域 4 本申請地は、泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」の西約1.5㎞の位置にあり、久野豊田線 (府道 6 1 号線) に接続している。 本申請は、市街化調整区域内の幹線道路に接する敷地において、月店舗を新築するものである。 敷地境界の総延長が352.94mとなる当該敷地は、幹線道路 (津久野78.53m (おおむおね1/10以上) が接しており、1ha未満となる当該敷地に沿って幅員2.0mの緩衝帯が設置される。</td>	者住所氏名 株式会社バ 南区豊田835	者住所氏名 株式会社バロー 請 地 電 南区豊田839番2、8 発面積 6729.76㎡ (6501.00㎡) 地面積 小売業を営む店舗 本事の種類 延 べ 面積 2998.53㎡ 雨水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内及汚水は西側府道内の名。 を地造成工事規制 タ 本申請地は、泉北高速鉄道「泉泉 に接番を新築する総延長が352.94mとり、おきむお1/10以上)が表に沿って幅員2.0mの緩衝帯が設置	者住所氏名 株式会社バロー 代表取締役 請 地 南区豊田839番2、841番3、853 発 面積 地	株式会社バロー 代表取締役 森 克幸 請 地 南区豊田839番2、841番3、853番3の一部及 発 面 積	者住所氏名 株式会社バロー 代表取締役 森 克幸 請 地 南区豊田839番2、841番3、853番3の一部及び854番4 発 面 積 (6501.00㎡) (6501.00㎡) 日 1088.21㎡ 5641.55㎡ 一 車物の用途 小売業を営む店舗 薬 面 積 延 ペ 面 積 建 ペ い 率 容 336.53㎡ 2998.53㎡ 46.71% 46 排水関係 7水は西側府道内及び南側里道敷内の下水道雨水本管へ放流 7水は西側府道内の下水道汚水本管へ放流 298.53㎡ 砂 坊 指 定 区 域 4 本申請地は、泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」の西約1.5㎞の位置にあり、久野豊田線 (府道 6 1 号線) に接続している。 本申請は、市街化調整区域内の幹線道路に接する敷地において、月店舗を新築するものである。 敷地境界の総延長が352.94mとなる当該敷地は、幹線道路 (津久野78.53m (おおむおね1/10以上) が接しており、1ha未満となる当該敷地に沿って幅員2.0mの緩衝帯が設置される。







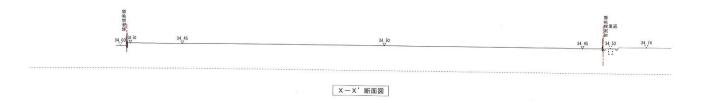


	凡例	
表 記	仕 様	番号
()	既設 雨水管、雨水人孔	
- O-	新設 雨水桝、人孔 新設 雨水管	
	既設道路商水梯口	
()	既設 汚水管、汚水人孔	
_	新設 汚水桝、人孔	

ōfa	積 表	
開発面積	6, 729. 76 m	100.00
敷 地 面 積	6, 501.00	96. 60
関連区域面積 (出入口整備部分)	20. 44	0. 30
公園面積	208, 32	3. 10
公園(有効)面積	202. 23	3.00
緑地面積	471.58	7. 00

		凡例
種	別	記号
<u>47.</u>	53	開発区域境界線 (公共用地境界線)
		緩衝帯2m (緑地トスル)
		緩衝帯2m

3 土地利用計画図 兼 排水計画図 S=1/400





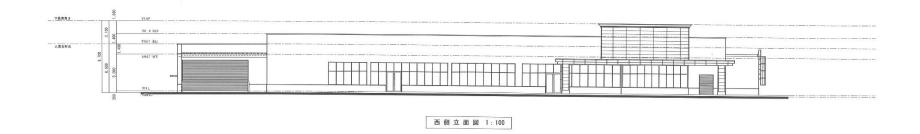


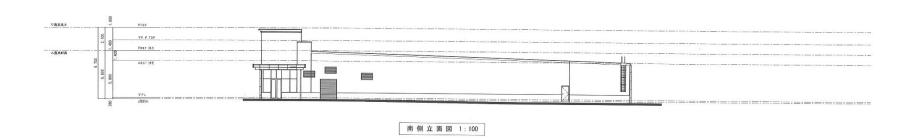
Y2-Y2' 断面図

建物平面図については、個 人情報保護の観点から割愛 しております。

	Ī	Δij	積	表	
開	発	面	積	6, 729. 76	m
敷	地	面	積	6, 501. 00	
公	園	面	積	208. 32	
建	樂	面	積	3036. 53	
延	~	面	積	2998. 53	
建	i	夜	率	45, 13	96
延	~	面	積	44, 56	

5 平 面 図 S=1/300







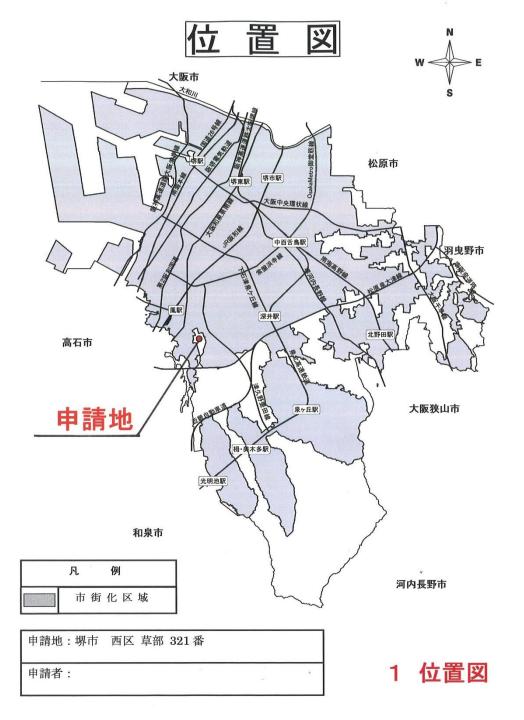
7 現況写真兼 撮影位置図

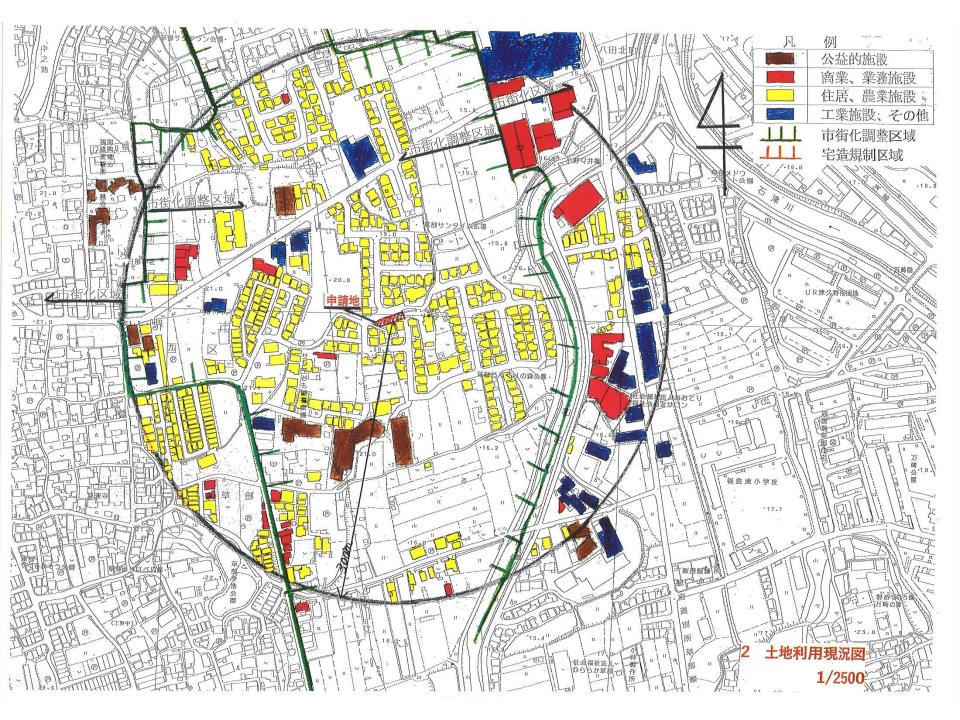
報告案件

第4-20号 堺市西区草部(市街化調整区域)における 一戸建ての住宅の建築許可について (包括議決基準15該当)

第4-21号 堺市東区南野田(市街化調整区域)における 一戸建ての住宅の建築許可について (包括議決基準15該当)

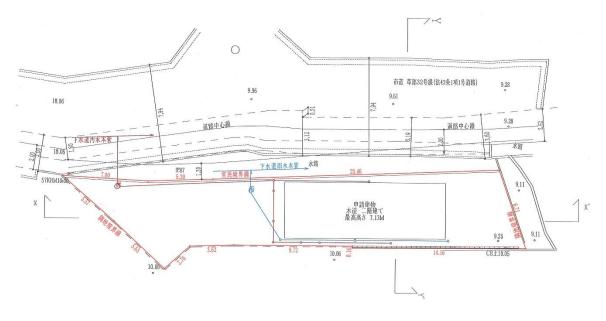
者住所氏名							
請 地	西区草部32	1番					
late of the	105 04 2	地	宅地	雑種地	田	その他	
地 面 槙	195. 04 m	目	195. 04 m²	_	_	_	
き物の用途	一戸建ての作	住宅					
三工事の種類	新築		構	造	木造2階	建	
築 面 積	延べ面	積	建ペ	い率	容	積 率	
60. 03 m²	112. 20 n	112. 20 m² 30. 78% 57. 53%					
雨水は北側水路敷内の下水道雨水本管へ放流							
孙孙庆林	汚水は北側	汚水は北側市道内の下水道汚水本管へ放流					
その他	宅地造成工事 砂防指定区域						
589 1000	外	C 101				No. 11-1	
線(幅員約7.	94m) に接続	してい	る。				
な土地利用が当該敷地は	20年以上経過、判断基準第	した土: 5の(13)	地で一戸建て) 「文化財保	で の住宅を新 護法第2条第	築するもの 1項に規定す	である。	
包括議決基	準15に該当す	るもの	として許可済	み。			
	調地積地面積でののののののののののののののののののののののののののののののののの	請 地 面<	請 地 西区草部321番 地 面 積 195.04㎡ 地 目 三物の用途 一戸建ての住宅 新築 築 面 積 延 べ 面 積 60.03㎡ 112.20㎡ 雨水は北側水路敷 (請 地 西区草部321番 地 面積 世 宅地 195.04㎡ 目 195.04㎡ と物の用途 一戸建ての住宅 工事の種類 新築 構 築面積 延べ面積 建ペ 60.03㎡ 112.20㎡ 30. 雨水は北側水路敷内の下水道雨があれれ北側水路敷内の下水道雨が、は、地間・道内の下水道汚が、 では成工事規制区域があり、 砂防指 その他 名地造成工事規制区域があり、 砂防指 本申請地は、JR阪和線「鳳駅」の南東約1.線(幅員約7.94m)に接続している。 本申請は、市街化調整区域の50以上の建築物な土地利用が20年以上経過過した土地で一戸戸建てはま地利用が20年以上経過過した土地で一戸戸建てはま地等で保全を必要とする区域」内にあるが、は、文化財包蔵等に影響を与えないものである。	押	# 西区草部321番 地 面 積	





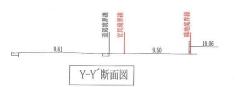






配置図 S:1/200





建物平面図については、個 人情報保護の観点から割愛 しております。

階	面積 m²
敷地面積	195.04
1階	58.79
2階	53.41
延床面積	112.20
建築面積	60.03
建蔽率	30.78%
容積率	57.53%

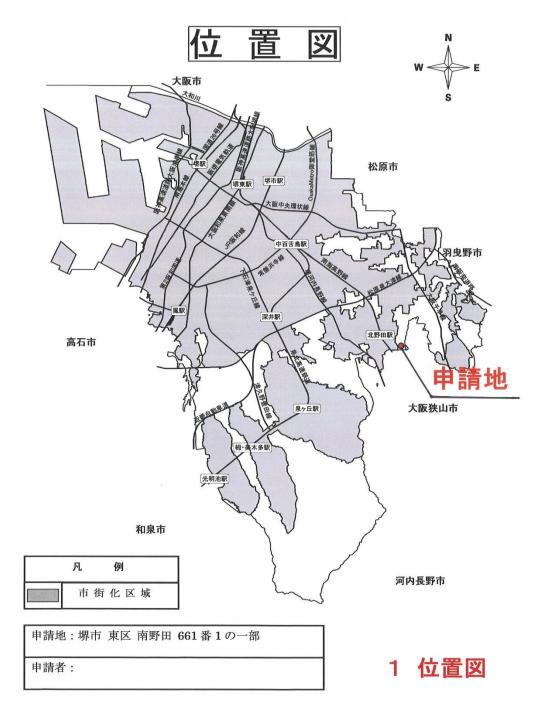


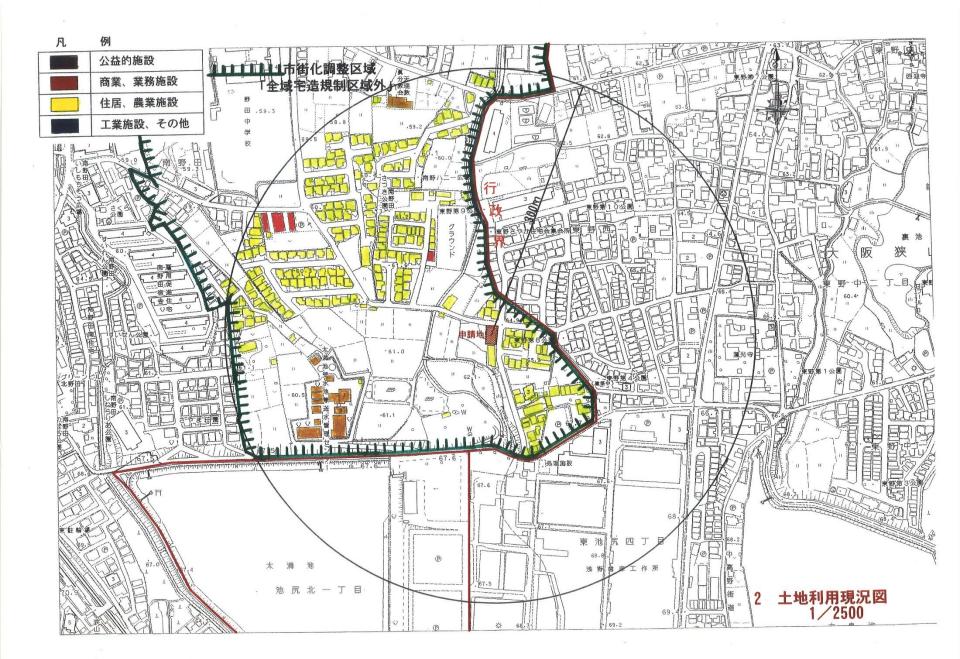
5 予定建築物の立面図 1/100

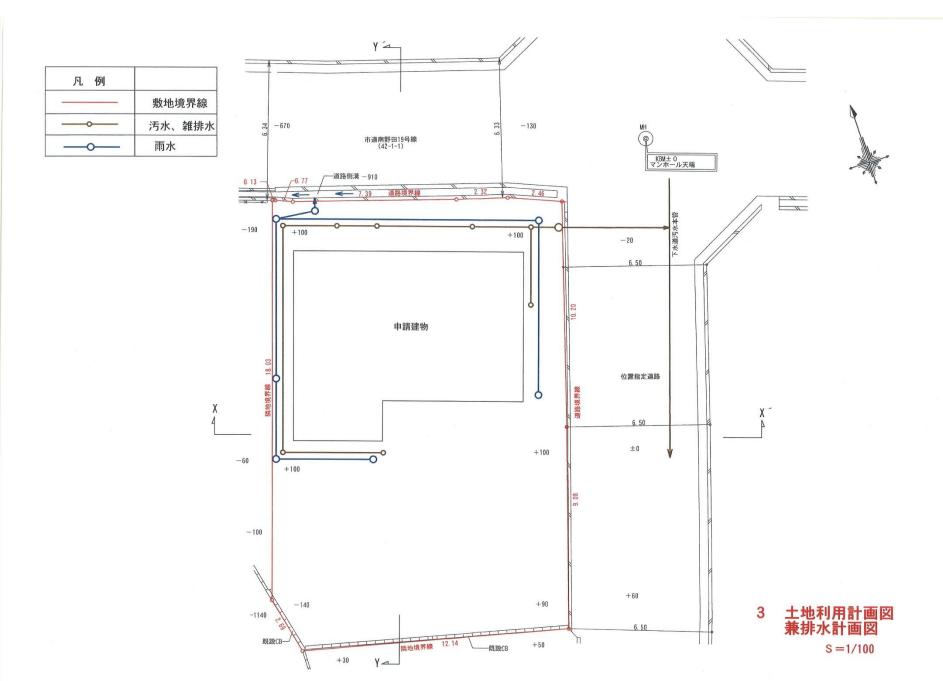


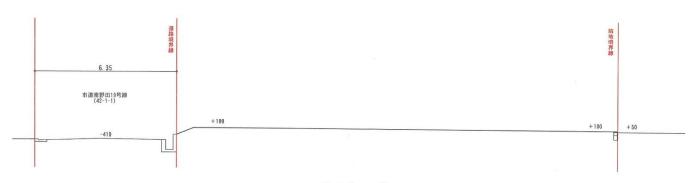
6 現況写真兼 撮影位置図

申請	青者住所氏名							
申	請 地	東区南野田661番1の一部						
敷	地面積	263. 44 m²	地	宅地	雑種地	田	その他	
)AX	地 山 傾	200. 44111	目	263. 44 m²	_	_	2 	
建築	等物の用途	一戸建ての位	住宅					
建築	工事の種類	新築		構	造	木造2階	 達	
建	築 面 積	延べ面	積	建ペ	い率	容	積 率	
	71. 31 m²	125. 14n	ก๋	27.	07%	47	7. 51%	
特	排水関係	雨水は北側市道内の側溝へ放流						
記	DIANADA	汚水は東側	汚水は東側市道内の下水道汚水本管へ放流					
事項	その他		宅地造成工事					
	* 中 誌 HI) 子	外面海真緊迫						
周囲の状況	の (幅員6.50m) に接続している。 状							
調	本申請は、市街化調整区域の50以上の建築物が連たんする地域に存し、宅地的な土地利用が20年以上経過した土地で一戸建ての住宅を新築するものである。							
查	<u>:</u>							
意								
見	包括議決基	準15に該当す	るもの	として許可済	み。			
備考								

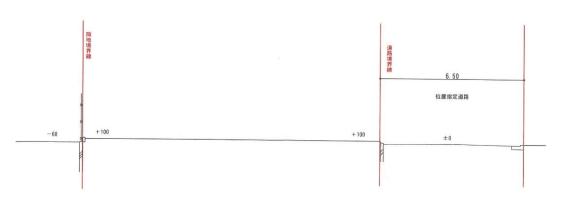








Y-Y´ 敷地断面図



X-X´ 敷地断面図

「 4 断面図 」

建物平面図については、個 人情報保護の観点から割愛 しております。

面積表

敷地面積 263. 44㎡ 建築面積 71. 31㎡ 1階床面積 69. 70㎡ 2階床面積 55. 44㎡ 延床面積 125. 14㎡

建ぺい率 27.07% 容積率 47.51% 構造 木造2階建

5 予定建築物の 平面図 _{S=1/100}



最高の高さ ※EE

南側立面図

東側立面図

6 予定建築物の 立面図



7 現況写真兼 撮影位置図